

【ひな型】 災害時における広域防災拠点指定施設に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）と指定管理者〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における広域防災拠点指定施設に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県外等からの応援を必要とする災害時に、乙が管理する施設を、甲が広域防災拠点として利用するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点指定施設」という。）は、次のとおりとする。

アリーナ名称〇〇〇〇〇〇〇〇（所在地：奈良県橿原市〇〇〇〇〇〇〇）

（要請）

第3条 甲は、災害時に、県内の状況を踏まえて、乙に対し広域防災拠点指定施設の使用を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等により要請できるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は前項の要請があった場合、受諾の可否を文書により回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等により回答できるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（運営）

第4条 前条第2項の乙の受諾後は、甲が広域防災拠点指定施設の運営を行うものとする。

2 甲は、広域防災拠点指定施設内の安全確保に万全を期すとともに、施設の破損及び亡失が生じないように配慮するものとする。

3 乙は、前条第1項の規定による要請を受諾した場合、広域防災拠点指定施設として機能が果たせるよう施設の開錠など必要な措置を速やかに講じるものとする。

4 乙は、広域防災拠点指定施設の開設及び運営に可能な限り協力するものとする。

5 施設が広域防災拠点として開設されている間は、甲は必要に応じた範囲内で施設の一般利用を制限する。乙は、甲に協力して一般利用者への連絡・周知等を行うものとする。

（閉鎖）

第5条 広域防災拠点指定施設の閉鎖については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲乙協議して決定するものとする。

（経費負担等）

第6条 甲が広域防災拠点指定施設を使用した場合における施設使用料は、無償とする。ただし、

広域防災拠点指定施設の開設及び運営に要する経費（光熱水費等）は、甲が負担する。

- 2 甲が広域防災拠点指定施設を使用したことにより生じた乙の損害（乙の所有する備品、設備その他の物件の損傷等）は、甲が負担する。
- 3 甲が広域防災拠点指定施設を優先的に使用することにより、乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲乙協議の上、適切に対応する。
- 4 甲は、広域防災拠点指定施設の使用が終了したときは、乙の責めに帰する場合を除き、甲の責任により原状回復を行うものとする。

（平時からの連携）

第7条 甲及び乙は、平時より、広域防災拠点指定施設の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による広域防災拠点指定施設の現地調査に対して協力するとともに、広域防災拠点指定施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

（連絡体制等）

第8条 この協定を円滑に実施するため、甲及び乙は連絡体制を確保するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書を持って協定書の解除を通知しない限り、指定管理者としての指定期間と同一の機関においてその効力を持続するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙